

**「子ども・子育て支援新制度」施行に伴う社会福祉審議会児童福祉専門分科会
保育事業認可前審査部会の設置について（報告）**

保育事業認可部会においては、子ども・子育て支援新制度施行に向けて、児童福祉法第34条の15第4項及び同法第35条第6項に基づき、認可保育所、地域型保育事業の設置認可前の意見聴取を実施することを目的として、平成26年11月1日に社会福祉審議会の部会として設置した。

平成27年度からは認可保育所、地域型保育事業の設置・運営法人の認可にかかる事前意見聴取についても、認可前の準備行為として保育事業認可部会にて実施する必要が生じたことから、認可にかかる事前意見聴取を効率的・効果的に行うため、保育事業認可前審査部会を設置した。

1. 部会の名称・所掌事務

部会名	所掌事務	実務内容
保育事業認可部会	児童福祉法第34条の15第4項に基づく地域型保育事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第35条第6項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項	・設置認可前の意見聴取 ・認可保育所・地域型保育事業の設置運営法人の認可にかかる事前意見聴取



部会名	所掌事務	実務内容
保育事業認可部会	児童福祉法第34条の15第4項に基づく地域型保育事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第35条第6項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項	・設置認可前の意見聴取
保育事業認可前審査第1部会		認可保育所・地域型保育事業の設置運営法人の認可にかかる事前意見聴取
保育事業認可前審査第2部会		
保育事業認可前審査第3部会		
保育事業認可前審査第4部会		
保育事業認可前審査第5部会		
保育事業認可前審査第6部会		
保育事業認可前審査第7部会		
保育事業認可前審査第8部会		

2. 部会の設置 平成27年5月21日

3. 部会の構成

- ・保育事業認可部会
学識経験者2名、子育て支援者2名、弁護士1名、公認会計士1名
- ・保育事業認可前審査部会第1～第8部会
各部会 学識経験者2名、弁護士1名、公認会計士1名 計4名×8部会

4. 部会の開催状況

- ・保育事業認可部会（設置認可前の意見聴取）
平成26年度 3回開催
平成27年度 5回開催（開催予定分含む）
- ・保育事業認可前審査部会 第1～第8部会（選定に関する意見聴取）
平成27年度 26回開催

[参考]

【児童福祉法(一部改正後)】

第34条の15

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等(※)を行うことができる。
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第35条

- ⑥ 都道府県知事(指定市及び中核市)は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※ 家庭的保育事業等とは、児童福祉法における、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称。当該4事業は、子ども・子育て支援法では地域型保育事業と定義されている。